

議案第 88 号

渋川市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 9 月 21 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

渋川市個人情報保護条例（平成 18 年渋川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 7 項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

茨城県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（自己情報の訂正等の請求に対する決定等）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 実施機関は、自己情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。））に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>（自己情報の訂正等の請求に対する決定等）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 実施機関は、自己情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。））に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>